

令和8年5月分

令和8年6月30日発行

ハローワークちば

賃金情報

☆ 職種別求人・求職・賃金バランスシート

☆ 産業別求人賃金一覧表

5月中に新たに受理した求人票の下限及び上限の平均賃金（税込み）、求職票の月額最低希望賃金（税込み）平均値及び求人、求職のパート賃金（時間給）です。

☆ 中途採用時賃金

令和8年1月～令和8年3月の雇用保険被保険者資格取得者（新規学卒を除く）採用時賃金の平均値（税込み）です。

毎月決まって支払われる各種手当を含み、超過勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除きます。

☆ 新規学校卒業者初任給情報

令和8年3月～令和8年5月の雇用保険被保険者資格取得者のうち、新規学卒者の採用時賃金の平均値（税込み）です。

毎月決まって支払われる各種手当を含み、超過勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除きます。

☆ 最低賃金一覧表

千葉県内のすべての事業場で働く労働者に適用される「千葉県最低賃金」、特定の業種の事業場で働く労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」の一覧表です。

☆ 地域別最低賃金改定状況（全国）

都道府県別最低賃金の改定状況です。

千葉公共職業安定所

〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3

TEL 043-242-1181

FAX 043-242-1162

職種別求人・求職・賃金バランスシート

ハローワーク千葉

2026年05月

常用的フルタイム			常用的フルタイム(月額:円)			職 種	常用的パートタイム			常用的パートタイム(時間:円)		
有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金		求職希望賃金		有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金		求職希望賃金
			上限	下限						上限	下限	
8,884	7,834	1.13	314,446	245,274	259,330	職 業 計	5,308	4,928	1.08	1,441	1,339	1,273
20	52	0.38	355,059	301,334	366,667	A管理的職業従事者	1	7	0.14	0	0	1,867
0	0	-	0	0	0	01管理的公務員	0	1	-	0	0	2,500
2	2	1.00	350,528	279,310	0	02法人・団体役員	0	0	-	0	0	0
16	39	0.41	363,571	308,957	430,000	03法人・団体管理職員	1	4	0.25	0	0	1,500
2	11	0.18	300,000	270,000	240,000	04その他の管理的職業従事者	0	2	-	0	0	1,600
2,244	1,352	1.66	366,845	267,905	290,131	B専門的・技術的職業従事者	790	567	1.39	1,768	1,630	1,546
3	17	0.18	550,000	400,000	400,000	05研究者	0	7	-	0	0	2,500
3	2	1.50	269,287	223,860	250,000	06農林水産技術者	0	0	-	0	0	0
44	50	0.88	439,341	242,141	334,615	07製造技術者(開発)	0	7	-	0	0	1,200
37	81	0.46	403,056	317,750	242,941	08製造技術者(開発を除く)	8	13	0.62	1,750	1,350	1,113
413	76	5.43	471,730	305,254	355,556	09建築・土木・測量技術者	8	20	0.40	1,767	1,450	1,713
478	313	1.53	454,846	240,731	316,591	10情報処理・通信技術者	3	38	0.08	0	0	1,520
21	15	1.40	251,000	242,500	300,000	11その他の技術者	5	5	1.00	1,438	1,438	3,000
19	16	1.19	445,424	341,615	666,667	12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	33	26	1.27	3,216	2,559	2,267
402	143	2.81	347,981	296,886	278,710	13保健師、助産師、看護師	303	120	2.53	1,915	1,827	1,643
135	48	2.81	353,930	279,350	263,636	14医療技術者	127	26	4.88	1,922	1,737	1,900
87	46	1.89	302,492	244,746	250,000	15その他の保健医療従事者	33	22	1.50	1,490	1,330	1,280
514	171	3.01	285,270	252,361	244,412	16社会福祉専門職業従事者	222	126	1.76	1,471	1,360	1,279
2	4	0.50	500,000	333,334	250,000	17法務従事者	0	1	-	0	0	0
5	30	0.17	286,700	250,700	287,500	18経営・金融・保険専門職業従事者	1	13	0.08	1,500	1,200	1,600
31	48	0.65	295,778	260,887	280,000	19教員	20	36	0.56	1,644	1,443	1,901
0	0	-	0	0	0	20宗教家	0	0	-	0	0	0
2	23	0.09	0	0	278,333	21著述家、記者、編集者	0	9	-	0	0	1,300
6	131	0.05	0	0	318,000	22美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	11	44	0.25	1,140	1,140	1,280
0	3	-	0	0	0	23音楽家、舞台芸術家	0	0	-	0	0	0
42	135	0.31	294,877	236,949	256,786	24その他の専門的職業従事者	16	54	0.30	1,915	1,603	1,340
735	2,692	0.27	282,988	226,147	241,678	C事務従事者	614	1,582	0.39	1,360	1,285	1,249
419	2,189	0.19	266,365	223,589	237,580	25一般事務従事者	411	1,353	0.30	1,353	1,271	1,241
139	222	0.63	360,143	228,775	241,714	26会計事務従事者	94	75	1.25	1,393	1,332	1,326
47	41	1.15	278,364	228,198	281,250	27生産関連事務従事者	29	20	1.45	1,178	1,158	1,240
92	152	0.61	290,102	236,922	282,857	28営業・販売事務従事者	38	46	0.83	1,373	1,235	1,354
2	0	-	0	0	0	29外勤事務従事者	14	2	7.00	0	0	0
24	17	1.41	375,000	245,000	250,000	30運輸・郵便事務従事者	2	5	0.40	0	0	1,400
12	71	0.17	276,800	222,800	234,167	31事務用機器操作の職業	26	81	0.32	1,200	1,150	1,211
520	472	1.10	311,918	244,850	307,895	D販売従事者	416	221	1.88	1,361	1,219	1,245
134	186	0.72	243,891	212,141	220,714	32商品販売従事者	371	178	2.08	1,341	1,194	1,219
10	12	0.83	520,000	341,000	250,000	33販売類似職業従事者	4	9	0.44	2,000	1,500	0
376	274	1.37	325,988	251,804	363,478	34営業職業従事者	41	34	1.21	1,375	1,300	1,348
1,252	530	2.36	264,316	226,508	233,247	Eサービス職業従事者	1,544	480	3.22	1,409	1,289	1,204
1	0	-	0	0	0	35家庭生活支援サービス職業従事者	11	5	2.20	1,545	1,495	1,300
667	155	4.30	262,675	226,414	234,167	36介護サービス職業従事者	710	129	5.50	1,469	1,331	1,251
86	34	2.53	223,299	205,763	201,250	37保健医療サービス職業従事者	83	25	3.32	1,382	1,288	1,188
54	35	1.54	302,900	232,233	223,333	38生活衛生サービス職業従事者	45	21	2.14	1,450	1,328	1,183
343	95	3.61	258,300	222,828	236,667	39飲食調理従事者	374	109	3.43	1,316	1,207	1,213
56	107	0.52	300,064	247,062	238,276	40接客・給仕職業従事者	124	81	1.53	1,327	1,245	1,167
9	46	0.20	250,000	200,000	198,000	41居住施設・ビル等管理人	36	47	0.77	1,194	1,180	1,147
36	58	0.62	278,156	238,748	266,250	42その他のサービス職業従事者	161	63	2.56	1,382	1,296	1,193
1,125	81	13.89	261,158	236,438	232,273	F保安職業従事者	537	53	10.13	1,435	1,310	1,197
0	1	-	0	0	0	43自衛官	0	0	-	0	0	0
218	0	-	0	0	0	44司法警察職員	0	0	-	0	0	0
907	80	11.34	261,158	236,438	232,273	45その他の保安職業従事者	537	53	10.13	1,435	1,310	1,197
30	54	0.56	294,500	236,667	242,857	G農林漁業従事者	48	30	1.60	1,336	1,185	1,235
30	50	0.60	294,500	236,667	241,667	46農業従事者	47	29	1.62	1,241	1,183	1,235
0	4	-	0	0	250,000	47林業従事者	1	1	1.00	2,000	1,200	0
0	0	-	0	0	0	48漁業従事者	0	0	-	0	0	0
720	317	2.27	285,194	221,775	250,976	H生産工程従事者	172	79	2.18	1,298	1,210	1,082
13	2	6.50	352,000	247,000	0	49生産設備制御・監視従事者(金属製品)	0	1	-	0	0	0
16	12	1.33	248,685	223,685	275,000	50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	0	2	-	0	0	0
2	7	0.29	0	0	300,000	51機械組立設備制御・監視従事者	0	1	-	0	0	0
103	45	2.29	323,316	228,220	262,000	52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	7	5	1.40	0	0	1,100
112	59	1.90	265,801	227,115	223,333	53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	54	42	1.29	1,303	1,223	1,065
80	35	2.29	247,976	215,852	220,000	54機械組立従事者	13	1	13.00	1,170	1,145	0
336	73	4.60	282,669	215,844	268,333	55機械整備・修理従事者	91	7	13.00	1,500	1,200	1,140
10	5	2.00	0	0	215,000	56製品検査従事者(金属製品)	0	1	-	0	0	0
11	4	2.75	230,630	215,310	0	57製品検査従事者(金属製品を除く)	2	5	0.40	0	0	0
8	3	2.67	258,560	258,560	0	58機械検査従事者	0	2	-	0	0	1,140
29	72	0.40	341,947	242,027	258,889	59生産関連・生産類似作業従事者	5	12	0.42	0	0	0
698	286	2.44	315,525	256,904	280,769	I輸送・機械運転従事者	264	103	2.56	1,286	1,258	1,201
0	2	-	0	0	0	60鉄道運転従事者	0	0	-	0	0	0
573	175	3.27	321,173	260,739	292,632	61自動車運転従事者	253	79	3.20	1,289	1,260	1,194
0	2	-	0	0	0	62船舶・航空機運転従事者	0	1	-	0	0	0
52	42	1.24	273,125	242,391	231,429	63その他の輸送従事者	1	11	0.09	0	0	0
73	65	1.12	311,604	243,773	265,714	64定置・建設機械運転従事者	10	12	0.83	1,213	1,213	1,250
857	117	7.32	376,350	250,919	276,875	J建設・採掘従事者	11	28	0.39	1,499	1,499	1,150
184	9	20.44	352,676	247,830	0	65建設躯体工事従事者	0	4	-	0	0	1,100
169	42	4.02	350,231	245,095	240,000	66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	9	9	1.00	1,499	1,499	0
147	32	4.59	389,499	248,511	266,000	67電気工事従事者	1	8	0.13	0	0	0
357	34	10.50	402,792	261,941	316,667	68土木作業従事者	1	6	0.17	0	0	1,200
0	0	-	0	0	0	69採掘従事者	0	1	-	0	0	0
683	606	1.13	243,326	219,943	227,381	K運搬・清掃・包装等従事者	911	771	1.18	1,246	1,198	1,178
429	251	1.71	250,250	220,884	240,476	70運搬従事者	230	136	1.69	1,429	1,226	1,183
164	97	1.69	242,556	218,829	210,667	71清掃従事者	493	255	1.93	1,218	1,193	1,163
11	13	0.85	217,180	203,040	195,000	72包装従事者	5	22	0.23	0	0	1,170
79	245	0.32	237,170	224,100	218,000	73その他の運搬・清掃・包装等従事者	183	358	0.51	1,259	1,205	1,190

❖ 求人賃金は当月中に新たに受付けた求人の所定内賃金の上限・下限の平均値。数値は常用(新規学卒、臨時・季節を除く)。

❖ 求職希望賃金は当月中に新たに受付けた求職の最低希望賃金(税込み)の平均値。

有効求人・有効求職のバランス（令和8年5月分）

ハローワーク千葉

グラフ 1 常用

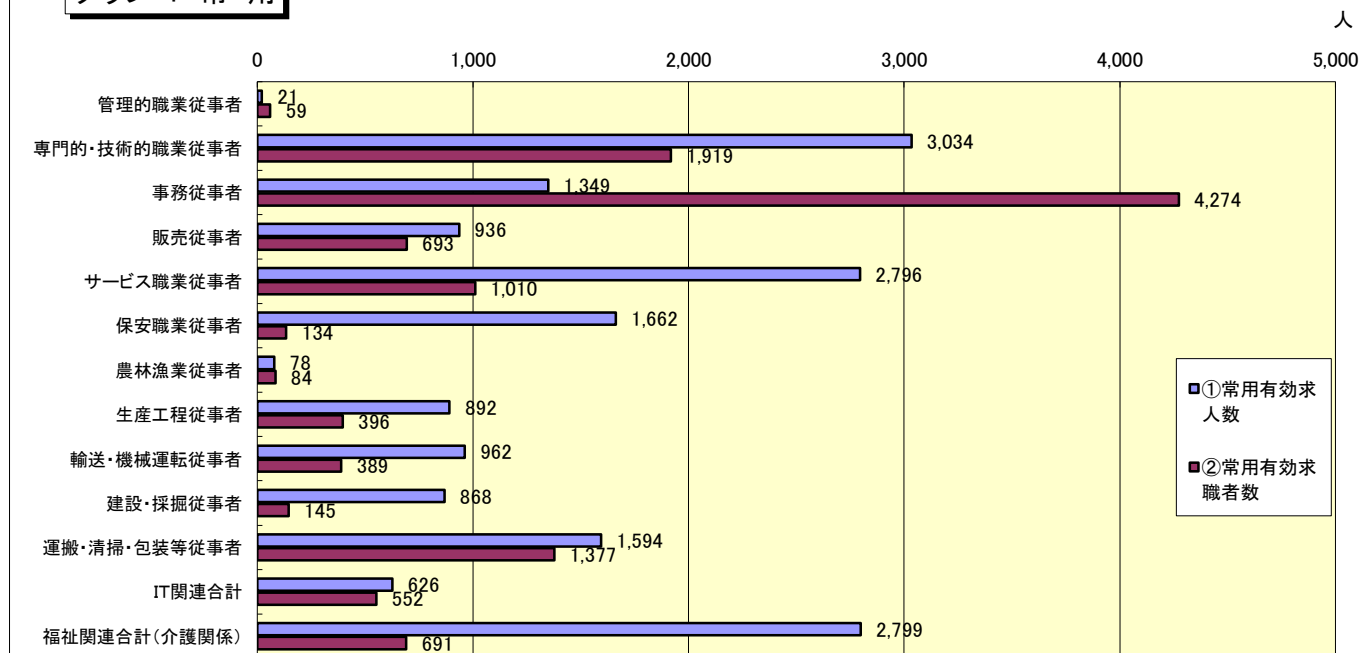
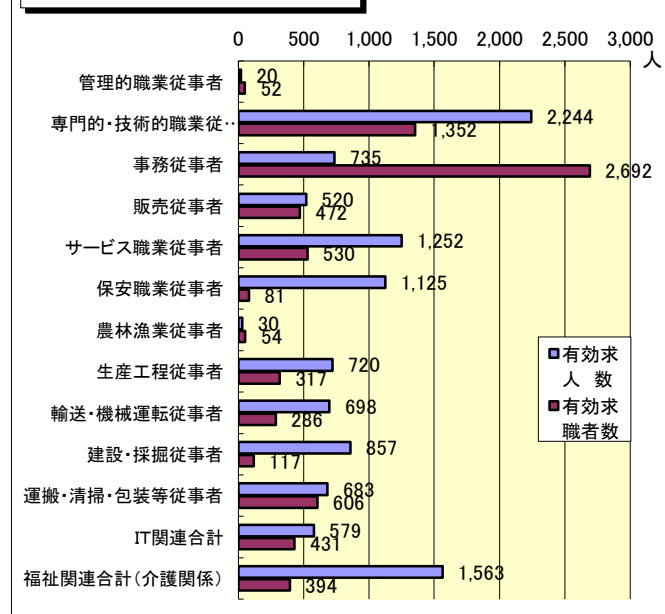


表 有効求人数・有効求職者数・有効求人倍率（常用）

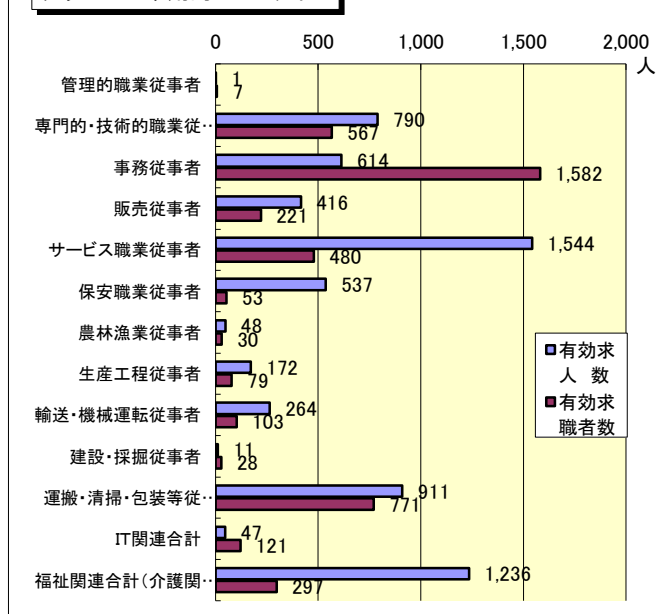
	①常用有効求人人数	②常用有効求職者数	③有効求人倍率	④うちパートタイムを除く常用			⑤うち常用的パートタイム		
				有効求人人数	有効求職者数	有効求人倍率	有効求人人数	有効求職者数	有効求人倍率
合 計	14,192	10,480	1.35	8,884	6,559	1.35	5,308	3,921	1.35
管理的職業従事者	21	59	0.36	20	52	0.38	1	7	0.14
専門的・技術的職業従事者	3,034	1,919	1.58	2,244	1,352	1.66	790	567	1.39
事務従事者	1,349	4,274	0.32	735	2,692	0.27	614	1,582	0.39
販売従事者	936	693	1.35	520	472	1.10	416	221	1.88
サービス職業従事者	2,796	1,010	2.77	1,252	530	2.36	1,544	480	3.22
保安職業従事者	1,662	134	12.40	1,125	81	13.89	537	53	10.13
農林漁業従事者	78	84	0.93	30	54	0.56	48	30	1.60
生産工程従事者	892	396	2.25	720	317	2.27	172	79	2.18
輸送・機械運転従事者	962	389	2.47	698	286	2.44	264	103	2.56
建設・採掘従事者	868	145	5.99	857	117	7.32	11	28	0.39
運搬・清掃・包装等従事者	1,594	1,377	1.16	683	606	1.13	911	771	1.18
IT関連合計	626	552	1.13	579	431	1.34	47	121	0.39
福祉関連合計（介護関係）	2,799	691	4.05	1,563	394	3.97	1,236	297	4.16

※その他の職業を除く。IT関連合計、福祉関連合計は内数。

グラフ 2 パートタイムを除く常用



グラフ 3 常用的パートタイム



産業別求人賃金一覧表

令和8年5月分

ハローワーク千葉

産 業 別	一般（パートを除く）[月額：円]	パートタイマー[時間額：円]
D 建設業	352,000	1,370
総合工事業	381,000	1,270
E 製造業	278,000	1,230
食料品製造業	285,000	1,240
繊維工業業	228,000	1,180
パルプ・紙・紙加工品製造業	－	－
印刷・同関連業	－	1,150
化学工業業	275,000	－
プラスチック製品製造業	266,000	1,260
金属製品製造業	275,000	－
生産用機械器具製造業	293,000	1,140
電気機械器具製造業	－	1,350
（民生用電気機器等）	－	－
（電子機器等）	225,000	－
輸送用機械器具製造業	294,000	－
（自動車・同附属品製造業）	298,000	－
（精密機械器具等）	267,000	－
その他の製造業	245,000	1,160
G 情報通信業	336,000	1,320
H 運輸業，郵便業	286,000	1,360
I 卸売業，小売業	244,000	1,300
卸売業	288,000	1,260
小売業	230,000	1,310
J 金融業，保険業	289,000	1,350
K 不動産業，物品賃貸業	260,000	1,250
M 宿泊業，飲食サービス業	260,000	1,290
宿泊業	264,000	1,190
飲食店	312,000	1,510
O 教育，学習支援業	259,000	1,490
P 医療，福祉	267,000	1,470
医療業	295,000	1,630
社会保険・社会福祉・介護事業	261,000	1,450
Q 複合サービス事業	229,000	1,200
R サービス業（他に分類されないもの）	261,000	1,300

（注）令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分

中途採用時賃金月額

【令和8年1月～令和8年3月】

千葉労働局

(単位:千円)

区分		年齢計	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	対象者数 (単位:人)
産業別	農業、林業、漁業	231	194	221	222	231	234	255	253	252	234	226	211	308
	鉱業、採石業、砂利採取業	261	0	0	220	275	290	0	178	452	220	247	300	15
	建設業	276	218	235	268	280	284	297	313	318	309	294	253	3,715
	製造業	269	197	217	247	258	282	284	297	309	309	267	238	2,364
	電気・ガス・熱供給・水道業	373	0	313	312	321	250	0	377	497	730	238	670	35
	情報通信業	339	0	243	285	343	314	450	456	424	405	389	440	264
	運輸業、郵便業	272	202	251	264	275	270	286	291	287	273	274	233	2,535
	卸売業、小売業	268	204	220	253	275	280	277	296	299	308	260	228	3,085
	金融業、保険業	251	0	203	231	262	255	262	253	247	327	338	182	248
	不動産業、物品賃貸業	276	174	235	262	280	257	298	288	316	398	238	183	427
	学術研究、専門・技術サービス業	285	235	223	263	280	304	296	328	309	353	236	309	714
	宿泊業、飲食サービス業	250	207	235	245	242	251	247	283	280	259	248	234	1,102
	生活関連サービス業、娯楽業	258	217	234	253	283	278	278	269	249	257	269	205	803
	教育、学習支援業	275	224	230	256	263	313	302	295	283	281	252	226	306
	医療、福祉	261	211	235	266	279	273	266	267	261	258	249	215	5,512
	複合サービス事業	227	0	223	223	251	265	219	229	219	254	0	135	55
	サービス業(他に分類されないもの)	249	208	228	251	254	260	273	256	265	273	224	195	2,163
	公務(他に分類されるものを除く)・その他	287	0	234	264	200	355	271	276	352	270	312	323	64
職業別	専門的・技術的職業	292	217	245	283	297	296	307	305	314	309	299	251	4,691
	管理的職業	339	238	232	272	290	343	337	372	377	484	385	219	451
	事務的職業	270	205	231	257	281	275	273	278	281	300	265	271	3,228
	販売の職業	255	208	225	250	255	266	275	261	286	273	235	223	1,582
	サービスの職業	246	204	224	243	253	260	260	265	256	251	229	206	6,129
	保安の職業	229	245	230	239	239	253	246	234	255	233	224	189	248
	農林漁業の職業	222	194	219	212	224	228	237	250	228	209	222	196	259
	運輸・通信の職業	270	190	247	262	266	268	283	293	287	277	263	221	2,593
	生産工程・労務の職業	263	216	230	256	268	275	277	296	290	287	269	246	4,534
規模別	4人以下	265	227	238	267	273	269	271	280	280	279	260	227	3,133
	5～29人	263	211	229	258	266	264	275	286	286	279	260	233	8,215
	30～99人	268	206	233	254	266	276	280	285	286	292	273	223	4,940
	100～299人	266	210	230	251	273	279	283	286	287	285	260	215	3,443
	300～499人	276	210	233	260	292	300	296	309	289	276	267	236	1,187
	500～999人	269	198	233	266	276	285	289	274	278	291	253	193	1,430
	1,000人以上	271	189	224	266	302	327	298	277	274	268	228	230	1,367

※基礎データが少ないために、金額が突出的に高く、または低くなっていることがあります。

新規学校卒業者初任給情報〔令和8年3月卒業者〕

千葉県労働局
月額(単位:千円)

産業・職業・規模別		学歴別	中 学	高 校	短 大	大 学
合 計			184	222	236	260
産 業 別	農業、林業、漁業		－	224	* 221	233
	鉱業、採石業、砂利採取業		－	212	* 255	* 252
	建設業	*	180	237	236	272
	製造業	*	175	223	238	262
	電気・ガス・熱供給・水道業		－	238	* 270	284
	情報通信業		－	* 224	227	250
	運輸業、郵便業		－	226	235	256
	卸売業、小売業		－	215	223	248
	金融業、保険業		－	222	229	270
	不動産業、物品賃貸業		－	221	235	267
	学術研究、専門・技術サービス業	*	206	218	234	262
	宿泊業、飲食サービス業		－	220	229	235
	生活関連サービス業、娯楽業		－	220	238	246
	教育、学習支援業		－	216	247	265
	医療、福祉	*	200	213	244	264
	複合サービス事業		－	207	* 216	236
	サービス業(他に分類されないもの)	*	180	226	243	260
	公務(他に分類されるものを除く)、その他		－	* 226	* 233	* 253
職 業 別	専門的・技術的職業	*	193	222	243	265
	管理的職業		－	* 218	* 241	291
	事務的職業	*	206	221	226	262
	販売の職業		－	217	224	252
	サービスの職業	*	185	216	236	250
	保安の職業		－	238	* 253	245
	農林漁業の職業		－	223	* 228	230
	運輸・通信の職業	*	180	226	233	253
	生産工程・労務の職業	*	175	226	239	259
規 模 別	29人以下	*	183	222	237	251
	30人～99人	*	190	220	241	256
	100人～299人		－	221	238	256
	300人以上		－	224	232	262
対 象 人 員			10	2,418	1,777	5,855

(注) 賃金欄の「*」は対象人員が10人未満であることを、また「－」は対象者がいないことを表しています。

令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分

千葉県最低賃金一覧表 マストで守ろう！最低賃金。

最低賃金件名	最低賃金額 時間額（円）	発効 年月日	最低賃金の適用について
〔地域別最低賃金〕 千葉県最低賃金	1,140	令和 7.10.3	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金が適用されます。

特 定 最 低 賃 金	調味料製造業 (味そ製造業を除く。)	1,140	令和 7.10.3	*調味料製造業の特定最低賃金(889円)は、令和7年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140円)」が適用されます。
	鉄鋼業	1,210	令和 7.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業 ※注①	1,140	令和 7.10.3	*はん用機械器具、生産用機械器具製造業の特定最低賃金(922円)は、令和7年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140円)」が適用されます。
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)	1,169	令和 7.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) から(3)は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	1,140	令和 7.10.3	*計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業の特定最低賃金(887円)は、令和7年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140円)」が適用されます。
	各種商品小売業 ※注②	1,140	令和 7.10.3	*各種商品小売業(848円)は、令和7年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140円)」が適用されます。
	自動車(新車)小売業	1,140	令和 7.10.3	*自動車(新車)小売業(922円)は、令和7年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140円)」が適用されます。

※注① はん用機械器具製造業…家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業（他に分類されないはん用機械・装置製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く
生産用機械器具製造業…建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業、生活関連産業用機械製造業のうち包装・荷造機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業のうち金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

※注② 各種商品小売業…衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所

◎ 賃金を上記最低賃金額と比較する場合、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）や臨時に支払われる賃金（結婚手当など）は除外します。

詳しくは、千葉労働局賃金室 TEL043-221-2328
または最寄りの労働基準監督署へお尋ねください



厚生労働省
最低賃金特設サイト



千葉労働局



労働基準監督署

地域別最低賃金額一覧(47都道府県)

()内は、令和6年に改定された最低賃金額

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
北海道	1,075 (1,010)	65	令和7年 10月4日
青 森	1,029 (953)	76	令和7年 11月21日
岩 手	1,031 (952)	79	令和7年 12月1日
宮 城	1,038 (973)	65	令和7年 10月4日
秋 田	1,031 (951)	80	令和8年 3月31日
山 形	1,032 (955)	77	令和7年 12月23日
福 島	1,033 (955)	78	令和8年 1月1日
茨 城	1,074 (1,005)	69	令和7年 10月12日
栃 木	1,068 (1,004)	64	令和7年 10月1日
群 馬	1,063 (985)	78	令和8年 3月1日
埼 玉	1,141 (1,078)	63	令和7年 11月1日
千 葉	1,140 (1,076)	64	令和7年 10月3日
東 京	1,226 (1,163)	63	令和7年 10月3日
神奈川	1,225 (1,162)	63	令和7年 10月4日
新 潟	1,050 (985)	65	令和7年 10月2日
富 山	1,062 (998)	64	令和7年 10月12日
石 川	1,054 (984)	70	令和7年 10月8日
福 井	1,053 (984)	69	令和7年 10月8日
山 梨	1,052 (988)	64	令和7年 12月1日
長 野	1,061 (998)	63	令和7年 10月3日
岐 阜	1,065 (1,001)	64	令和7年 10月18日
静 岡	1,097 (1,034)	63	令和7年 11月1日
愛 知	1,140 (1,077)	63	令和7年 10月18日
三 重	1,087 (1,023)	64	令和7年 11月21日

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
滋 賀	1,080 (1,017)	63	令和7年 10月5日
京 都	1,122 (1,058)	64	令和7年 11月21日
大 阪	1,177 (1,114)	63	令和7年 10月16日
兵 庫	1,116 (1,052)	64	令和7年 10月4日
奈 良	1,051 (986)	65	令和7年 11月16日
和歌山	1,045 (980)	65	令和7年 11月1日
鳥 取	1,030 (957)	73	令和7年 10月4日
島 根	1,033 (962)	71	令和7年 11月17日
岡 山	1,047 (982)	65	令和7年 12月1日
広 島	1,085 (1,020)	65	令和7年 11月1日
山 口	1,043 (979)	64	令和7年 10月16日
徳 島	1,046 (980)	66	令和8年 1月1日
香 川	1,036 (970)	66	令和7年 10月18日
愛 媛	1,033 (956)	77	令和7年 12月1日
高 知	1,023 (952)	71	令和7年 12月1日
福 岡	1,057 (992)	65	令和7年 11月16日
佐 賀	1,030 (956)	74	令和7年 11月21日
長 崎	1,031 (953)	78	令和7年 12月1日
熊 本	1,034 (952)	82	令和8年 1月1日
大 分	1,035 (954)	81	令和8年 1月1日
宮 崎	1,023 (952)	71	令和7年 11月16日
鹿児島	1,026 (953)	73	令和7年 11月1日
沖 縄	1,023 (952)	71	令和7年 12月1日
全国加重平均額	1,121 (1,055)	66	

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認！

最低賃金に関する特設サイト

最低賃金制度 検索

賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ 検索